

○三豊市就学前教育・保育検討委員会設置条例

平成31年3月29日

条例第3号

(設置)

第1条 三豊市における就学前の教育及び保育のあり方等について調査研究するため、三豊市就学前教育・保育検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 就学前の教育及び保育に関する計画を策定すること。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保育所長の代表
- (3) 幼稚園長の代表
- (4) 小学校長の代表
- (5) 私立保育施設運営者の代表
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (7) 保育所の保護者の代表
- (8) 幼稚園の保護者の代表
- (9) 主任児童委員の代表
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務を完了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開する。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により議事を非公開とすることができる。
- 5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 検討委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(最初の検討委員会の招集)

2 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例の廃止)

3 三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例(平成22年三豊市条例第5号)は、廃止する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略